

議案第61号

幕別町職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）、幕別町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。）等に基づく給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 本条例の対象となる職員は、給与条例第4条第1項において、行政職給料表の適用を受ける職員とする。

(職員の給料の特例)

第3条 特例期間において、給与条例に基づき支給される給料月額を支給に当たっては、給料月額（幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第4号。以下「改正条例」という。）附則第7条の規定による給料を含み、当該職員が給与条例第20条ただし書の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条ただし書の規定により半額を減ぜられた給料月額（改正条例附則第7条の規定による給料を含む。）をいう。以下同じ。）から、給料月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	6級及び5級	100分の7.0
	4級及び3級	100分の5.5
	2級及び1級	100分の3.0

(特例期間における給与の特例)

第4条 特例期間において、給与条例第21条第1項から第4項までの規定による給与の支給に当たっては、当該職員に適用される次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額を減ずる。

(1) 給与条例第21条第1項 前条に定める額

(2) 給与条例第21条第2項又は第3項 前条に定める額に100分の80を乗じて得た額

(3) 給与条例第21条第4項 前条に定める額に100分の60を乗じて得た額
(勤務1時間当たりの給与額の特例)

第5条 特例期間において、給与条例第11条から第12条の2まで及び同条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条例第13条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額を減じた額とする。

(平成22年12月以降における経過措置の特例)

第6条 特例期間において、給与条例附則第50項の規定の適用を受ける職員に対する前3条の規定の適用については、第3条中「給料月額に」とあるのは「給料月額から給与条例附則第50項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第4条各号中「前条」とあるのは「第6条の規定により読み替えられた前条」と、前条中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第52項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(部分休業をしている職員の給与の額の特例)

第7条 特例期間において、幕別町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）第21条の規定の適用については、同条中「給与条例第13条」とあるのは、「幕別町職員の給与の特例に関する条例（平成25年条例第 号）第5条（同条例第6条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(介護休暇をしている職員の給与の額の特例)

第8条 特例期間において、職員の勤務時間及び休日休暇に関する規則（昭和44年規則第3号）第7条第4項の規定の適用（同規則第7条の2第4項において準用する場合を含む。）については、同項中「同条例第13条」とあるのは「幕別町職員の給与の特例に関する条例（平成25年条例第 号）第5条（同条例第6条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(端数計算)

第9条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる

ものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成26年 3 月31日限り、その効力を失う。